平成２９年（フ）第７１８号
北九州市門司区花月園13番203―201号
債務者　左山　智之
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第７３４号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目１番37―1002号
債務者　山中しのぶ
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第７５６号
北九州市八幡西区香月中央１丁目１番４号
債務者　東　　幸一
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第１０２号
福岡県京都郡苅田町与原2270　日産白石南ユースハウスＤ棟402Ｂ、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分清水３丁目２番15号　ゴールドハイツⅠ　201号室
債務者　徳永　修久
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係
平成２９年（フ）第１６６６号
埼玉県川口市大字安行原1955番地の14
債務者　小口　和代
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１７１９号
埼玉県川口市大字安行416番地
債務者　五十嵐浩二
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１７３３号
埼玉県和光市新倉１丁目33番62号　エスポワール203
債務者　椎名美紀子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１７３６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―34―506
債務者　千葉　栄侍
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第２３１号
長野市川中島町今井９番地２　コスモハイツ北原203
債務者　大澤真理子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第４９７号
静岡県浜松市中区早出町777番地の１　ボヌール早出305号
債務者　青木　真央（旧姓髙野）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２９年（フ）第５１２号
静岡県袋井市宇刈151番地の１
債務者　松山智蘭こと　陳　　智蘭
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２９年（フ）第５１９号
静岡県浜松市天竜区佐久間町中部435番地の１
債務者　川上　誠一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２９年（フ）第５２０号
静岡県浜松市天竜区佐久間町中部435番地の１
債務者　川上あい子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２９年（フ）第５２９号
静岡県浜松市中区佐藤３丁目８番14号
債務者　鈴木　君昌
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２９年（フ）第５３０号
静岡県浜松市北区三方原町301番地の13
債務者　川瀬　友章
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２９年（フ）第３９号
大分県速見郡日出町大字豊岡555番地１荒金ビル201
債務者　中村　裕一
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係